

つくばみらい市議会 教育民生常任委員会会議録

平成 21 年 12 月 8 日 開会

平成 21 年 12 月 8 日 閉会

つくばみらい市議会

つくばみらい市議会教育民生常任委員会

平成21年12月8日 午後1時30分開会

出席委員

委員長	直	井	誠	巳	君
副委員長	高	木	寛	房	君
委員員	秋	田	政	夫	君
委員員	染	谷	礼	子	君
委員員	横	張	光	男	君
委員員	川	上	文	子	君

議長 今川英明君

欠席委員

なし

出席議員

2番	坂	洋	君
12番	古川	よし枝	君

出席説明員

教 育 長	豊 嶋	一 隆	君
保 健 福 祉 部 長	湯 元	男 博	君
教 育 次 長	秋 田	工 節	君
社 会 福 祉 課 長	長 塚	夫 節	君
社 会 福 祉 課 長 補 佐	草 間	辰 夫	君
児 童 福 祉 課 長	成 島	将 将	君
児 童 福 祉 課 長 補 佐	中 村	一 幸	君
介 護 福 祉 課 長	斎 藤	幸 幸	君
介 護 福 祉 課 長 補 佐	小 林	弘 幸	君
国 保 年 金 課 長	野 本	英 史	君
国 保 年 金 課 長 補 佐	岩 本	将 史	君
健 康 増 進 課 長	吉 田	邦 恵	君
健 康 増 進 課 長 補 佐	谷 口	雅 之	弘
学 校 教 育 課 長	瀬 崎	和 弘	君
学 校 教 育 課 長 補 佐	八 木	勝 則	君
生 涯 学 習 課 長	吉 田	弘 実	君
生 涯 学 習 課 長 補 佐	広 瀬	和 実	君
生 涯 学 習 課 ボーッ 振 興 室 長	中 山	広 和	君

出席議会事務局職員

事務局長	井波進君
事務局長補佐	関俊明君
書記	大野隼人君

議事日程

平成21年12月8日(火曜日)
午後1時30分開会

1. 協議案件

- 議案第50号 つくばみらい市放課後児童対策事業負担金徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第52号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第53号 平成21年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第54号 平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第51号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算(第6号)

午後1時30分開会

委員長(直井誠巳君) こんにちは。

平成21年第4回目ということで、12月の定例議会そのさなかにあられ、師走の月、議会中、いろいろなところも含めまして、きょうの教育民生常任委員会を開催したところ、皆様方には、お忙しいところにもかかわらずご出席をいただきました。

この1年間、特に未曾有の経済危機とか、また、政権交代、もろもろ含めまして、大変に激動の年であったというような振り返る時期になったわけでございますが、本当に、政権交代後、期待をしておったところがあるんですが、なかなか、その様子もぱっとしないというようなところもございまして、これから先も、まだ二番底が来るような話もあるようです。当然、見直し等も含めまして仕分けの様子を見ますと、本市においても、その影響が多大にあるようなところも懸念するわけでございますが、本市は本市として、行財政の方に、いつになく力を入れて、うるおいとやすらぎのまちづくりというように市長もうたってあるような、活力のあるまちにしなければならないわけでございますが、当教育民生におかれましても、そのような影響の中で補正予算等も出ておりますので、いつものように慎重審議をお願い申し上げるところでございます。たしか五つの議案の方も上程されておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げまして委員長のあいさつとさせていただきたいと思います。

それでは、ただいまから教育民生常任委員会を開催いたします。

本日の委員の出席は6名全員でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に、議会事務局長を初め議会事務局職員、保健福祉部長初め関係課長並びに職員の出席でございます。

それでは、ただいまから議事に入ります。

なお、議案の説明は簡潔にお願いをするところでございます。

まず、湯元保健福祉部長よりあいさつをいただきたいと思います。

よろしくどうぞ。

保健福祉部長（湯元茂男君） よろしくどうぞお願ひします。

保健福祉部にかかる議案でございますけれども、条例改正1件、それから、特別会計補正予算が3件であります。それから、一般会計補正予算ですが、これは、社会福祉課、それから、児童福祉課、国保年金課、健康増進課という順番に説明をいたします。

よろしくお願ひいたします。

委員長（直井誠巳君） お手元に資料あると思うんですが、本委員会に審議事項というようなことで議案提出の中、議案第50号、第51号、第52号、第53号、第54号とございますが、順次1件ずつ審議をしていきたいと思います。

それでは、まず、議案第50号 つくばみらい市放課後児童対策事業負担金徴収条例の一部を改正する条例の審議をしたいと思いますが、これにつきましては、児童福祉課の成島課長の方から説明を求めます。

児童福祉課長（成島辰夫君） 児童福祉課です。よろしくお願ひします。

それでは、議案第50号 つくばみらい市放課後児童対策事業負担金徴収条例の一部を改正する条例でございます。

この一部改正条例につきましては、保護者から徴収している負担金について、現在、入級している児童1名につき月額4,000円を徴収しておりますが、期間限定の入級者、期間限定といいますと、春休み、夏休み、冬休み等の入級者につきましても、今まで一律の4,000円の負担をお願いしているところでございました。しかし、期間限定におきましては子供さんを預かる日数が少ないということで、保護者の負担軽減を検討しまして、期間限定の入級者につきましての負担金を月額2,000円、現在の半額にする改正でございます。

ただ夏休みの8月については1カ月丸々ありますので、通常の料金でお願いするというものでございます。

それから、もう1点、通年で入級しています児童で、同一世帯で2人以上の入級者がある場合、児童の負担金を、2人目以降の負担金を半額に改正するというものでございます。保護者の負担の軽減を図るということでお願いするものでございます。

実施につきましては、平成22年の3月1日から実施したい考えでございます。今年度の春休みから、すぐに入りたいというふうに考えております。

広報等、住民への周知なんですが、市の広報紙、また、ホームページ、それから、募集案内、これらを活用しまして周知してまいりたい。また、各学校の協力も得ながら進めていきたいというふうに考えております。

よろしくお願ひします。以上です。

委員長（直井誠巳君） 児童福祉課の成島課長の方から説明をいただきました。

それでは、議案第50号に対する質疑、意見を行いたいと思います。

染谷委員。

委員（染谷礼子君） この実施は大変よかったですと思っているんですけども、1点、確認で、おやつ代につきましては、この期間限定の方はどういうふうになっていくのかと、それから、期間限定の方の、毎回変わってくるのかなとは思うんですけども、何人ぐらいなのか、それと、2人目以降の方も何名ぐらいいらっしゃるのか、その3点をお願いいたします。

委員長（直井誠巳君） 児童福祉課長。

児童福祉課長（成島辰夫君） まず、1点目のおやつ代なんですが、期間限定者については日数をお願いしているというのが現状です。

それから、この期間限定は何人ぐらいということなんですが、この年の夏休みに関しては期間限定者61名おりました。今度の冬休みなんですが、現在、申し込み受けているのは21名でございます。どうしても、冬休みになりますと日数等も少ない関係で、申し込み者の方も少ないのかなというふうに感じております。

それから、3点目の2人以上ですが、これにつきましては11月現在で調べたんですが、31世帯ございまして、このうち保護世帯が3世帯ございます。ですので、保護者の負担の軽減に該当する方は28世帯になると。

以上でございます。よろしくお願ひします。

委員長（直井誠巳君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（直井誠巳君） ないようでございますので、この議案第50号に対する質疑、意見等は、これで終了したいと思います。

それでは、採決をしたいと思います。

議案第50号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（直井誠巳君） 全員賛成でございます。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第52号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

この議案第52号について説明を求めます。

国保年金課、野本課長の方から、よろしくどうぞ。

国保年金課長（野本英夫君） 国保年金課です。よろしくお願ひいたします。

議案第52号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,346万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億629万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、議案第52号の4ページの方でご説明したいというふうに思います。まず、歳出でございます。

3款の後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目の後期高齢者支援金でございます。補正額が5,346万2,000円、それから、2目の後期高齢者関係事務費拠出金、補正額が5,000円、合計補正額が5,346万7,000円でございます。

この内容ですけれども、各保険者が後期高齢者の医療費の支援金として負担するものでございまして、社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。この納付金が確定したために、支援金、それから、事務費拠出金に不足が生じたということで補正するものでございます。

歳入につきましては、20年度の繰越金を充てるものでございます。

よろしくお願ひいたします。

委員長（直井誠巳君） 国保年金課長の説明が終わりましたが、これより、この議案第

52号に対する質疑、意見を行います。

何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（直井誠巳君） なければ、この議案第52号に対する質疑、意見は、以上で終了したいと思います。

それでは、採決をいたします。

議案第52号は原案のとおりに決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（直井誠巳君） 全員賛成でございます。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第53号 平成21年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第53号についての説明を求めます。

これも、国保年金課長野本さんの方から、よろしくどうぞ。

国保年金課長（野本英夫君） 議案第53号 平成21年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,305万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、議案第53号の4ページでご説明いたします。

まず、歳出でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額が10万円でございます。これは、後期高齢者医療保険料につきまして過年度還付が発生いたしました。それで、過年度還付につきましては、当初見込みより多くなったために、今回、補正するものでございますけれども、今回の補正につきましては、社会保険の被扶養者情報というのが社会保険の方から後期高齢の方に来るわけでございますけれども、これが社会保険事務所の方を行ったり来たりしていて、ちょっと連絡がおくれて過年度の分が今年になってきたということで、今回、過年度の還付が発生したということで補正が必要になってしまったということでございます。

歳入につきましては、これは、茨城県の後期高齢者広域連合の方からの還付金ということでお金が入ってくるようになります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長（直井誠巳君） 国保年金課長の説明が終わりました。

この議案に対する質疑があれば、お受けをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（直井誠巳君） ないようでございますので、議案第53号に対する意見及び質疑は以上で終了をいたします。

これより採決に入ります。

議案第53号は原案のとおりに決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（直井誠巳君） 全員賛成でございます。よって、議案第53号は原案のとおり可

決されました。

続きまして、議案第54号 平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

この議案第54号について説明を求めます。

介護福祉課長斎藤さんの方から、よろしくどうぞ。

介護福祉課長（斎藤 一君） 介護福祉課です。よろしくお願ひします。

議案第54号 平成21年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算（第2号）、歳入歳出予算の補正、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ455万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,917万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、議案第54号の4をお開きいただきたいと思います。

歳出の方から先に説明をさせていただきます。

2款の保険給付費、6項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費409万8,000円、これは負補交でございます。2目の高額医療合算介護予防サービス費、これも負補交で8万4,000円。合計で418万2,000円でございます。

ちょっと、ここ下の認知症を分けて説明した方がわかりやすいかなと思いますので、まず、この合算サービス費の方について先に説明をいたします。

現在、医療費、それから、介護サービス費につきましては、ある一定額を超えた自己負担分についてが高額となった場合には、高額サービス費ということで、おのの、その自己負担の軽減を図る意味で還付をするというような制度があります。今回、ここに提出させていただきましたものについては、さらにということでご理解をいただきたい。今までの高額サービス費は、そのまま当然、温存という言い方おかしいですけれども、継続されます。さらに、新たに国の介護保険制度等が今回改正されたわけですけれども、高額医療・高額介護合算制度ということで創設されたわけですが、いずれにしても、高額サービスを還付したとしても、当然、自己負担は残ります。その自己負担がある一定金額を超えた場合に、さらに、この給付が受けられると。簡単に言うと、そういうことなんですけれども、いろいろな制限がありまして、ある一定額というのは、この間の広報でもお知らせさせていただいたんですが、所得区分が一つございます。それから、もう一つは、年齢区分ということがありまして、そのある一定金額を超えた自己負担がまだあるという方に対して、今回、これが介護サービス費と医療費の分が一定額を超えた分については返還するというような制度でございます。

これは、例えば国保年金課長もいますけれども、9月に恐らく国保会計の方からも議案として提出されたというふうに思います。

実際ではどういうふうになるのかということで若干触れさせていただきますが、各健康保険組合、あるいは国保、あるいは後期高齢者医療、それぞれありますが、その保険組合の方から勧奨通知ということで該当する方本人へは通知が行きます。介護福祉課では、その通知が行った方の中で、健保組合、いわゆる社保に入っている方に対して、介護費用として幾らかかっているかという証明を交付させていただきます。その交付した証明をもとにして各健康保険組合の方に請求をすることになります。ただ市内で確認できる部分もあります。それは、例えば国保と後期です。国保と後期の分については、そういう証明行為を省いて、うちの方の手続は省いてやってあげようということで、今、連携をとっているということでございます。ですから、該当する方については勧奨通知が来ますので、

当然、漏れることはないかなというふうに思います。

続きまして、7款の認知症地域支援体制構築等推進事業費、1項も同じで、1目認知症地域支援体制構築等推進事業費、旅費と需用費、旅費が6万円、需用費が31万円、合わせて37万円の補正でございます。

これにつきましては、茨城県認知症地域支援体制構築等推進事業実施要綱というものがございまして、茨城県からモデル地域の指定を受けました。これは2カ年度事業目ということで聞いております。今年度は、隣のつくば市とつくばみらい市と東海村というふうに伺っておりますが、ということで指定を受けました。この事業については、21年度、本年度と来年度の2カ年事業ということになっております。

内容につきましては、認知症高齢者と、それから、その家族に対して、在宅でも安心して暮らしていけるように、地域ぐるみで支援体制の構築を図るものということでございます。

ちなみに、今年度は37万円ということで準備費用、22年度予算に、これから計上させていただきますが、そちらの方で実際の事業費を計上したいというふうに考えているところでございます。

歳入の方であります、6款の県支出金、3項委託金、1目認知症地域支援体制構築等推進事業委託金37万円、これは全額、この事業に関しては100%厚労省の補助事業ということになっております。

それから、9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金418万2,000円、これは前年度繰越金でございます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

委員長（直井誠巳君） 介護福祉課長の説明が終わりました。

この議案第54号に対するご意見やら質疑あれば。

川上委員。

委員（川上文子君） 今、説明があった高額医療費の合算サービスの費用なんですけれども、今、丁寧に説明をしていただいたんですが、昨年の4月の法改正に基づいて今回の予算化というのが昨年から今年の7月までだというふうに聞いているんですけども、昨年の法改正に基づいているので、当然今年そういう対象が生じるだろうというふうに予測がされていたわけですよね。当初では、全く、当初予算のところで立てていないというのではなく、そういう判断だったのかということです。

それと、もう一つ、認知症の地域支援体制の構築の推進事業、県のモデル事業として2カ年、全額国負担ということですが、実際の例えば来年で、どんな形で体制がつくられていくのかということをもう少し説明してほしいのと、体制をつくって、実際には認知症のケアをしていくということでしょうから、立ち上げた後3年目以降というのは、その事業を推進していくときには、予算組みも含めてどういう形になるのか。

それから、今回の37万円で中身をつくっていくわけで、ここからの把握なのかもしれないんですけども、実際に市内で認知症という状態の方たちの把握が、現時点で、おおよそどれくらい、どういう予測をしているとかという数値があれば、わかっていれば。これからの把握ということなのか、よくわかりませんけれども、そこら辺が、もう少し中身を説明をしてください。

委員長（直井誠巳君） 介護福祉課長。

介護福祉課長（斎藤 一君） それでは、お答えいたします。

まず、当初で予定をしなかった理由であります、4月から7月というのは、ちょっと変則的なんです。7月31日までの分を8月以降というふうに、法の時期もあるんですけれども、で、それ以後については1年間を見てというふうになる。最初の時期だけは、16カ月ぐらいになるんですかね。8月以降になるということもありましたので、時期的な部分を読んで、実際は、22年の1月以降になると思われるんです。実際に発生するのが21年の1月以降であろうということと、それから、必要経費を把握するのが非常に困難であったというようなこともありますし、補正予算でお願いした方が的確な数字、時期を選べるであろうということです。

それから、認知症地域支援体制構築等推進事業の方ですけれども、来年度が実際の本予算になりますよというお話をさせてもらいました。来年度、今のところ、まだ予算額が確定はしておりませんが、予定額で申し上げますと376万6,000円ほど計上をしたいということを考えています。

じゃあ、一体どういうことをやるのかということかと思いますが、まず、一つ目ですけれども、地域資源の情報収集整理ということで地域資源マップというものをつくると、これは、この事業の必須項目ということで必ずつくってくださいよというふうになっています。これは、認知症になられた方、あるいは、その家族が、どこで相談をするのかとか、認知症の診断というのはどの医療機関に行って受診したらいいのかとか、あるいは、どの地区にどんな方が、認知症センターがいるのか、そういうものをマップでもって一目でわかるというものをつくり上げたいというふうに思っています。これができ上がれば、全戸配布ということで予定をしてあります。ですから、今、認知症には関係ないような方でも、もし家族の中や、あるいは知り合いの方で、そういう方が発生したというときに、そのマップを見れば、じゃあ、どこへ行けばいいんだなということがわかるというものをつくりたいというふうに思っています。

それから、二つ目、これは徘徊者の発生、たまに防災行政無線等で流れることができます。そういうときに円滑に対応するための、勝手な名前をつけていますが、徘徊SOSネットワーク事業というふうに、今、考えてあります。これは警察とか、あるいは認知症見守り隊というふうに、勝手に、これも名前、今、考えているところなんですけれども、認知症センターです。そういう隊員、要するに見守り隊という隊員にしたいということで、そこへのメール配信、今、学校なんかのPTAに対して、不審者情報だとか、そういうことで恐らくメール配信というのはやられていると思うんですけれども、似たようなことをやりたいなというのが二つ目です。

それから、三つ目なんですけれども、認知症の早期発見、不安解消ということを目的とした認知症相談事業、一緒に考え隊というふうに名前をまた考えてありますけれども、これは地域包括支援センターなどが中心となって実施をするということです。

それから、四つ目、これが最後ですけれども、まだまだ認知症に対する偏見、誤解、そういうものは多くあるということから、正しい知識を持ってもらうための認知症普及啓発事業をやりたいなと考えています。これは、今もうやっていますけれども、認知症センター養成講座、それを進めていくということです。

その他としまして、これはちょっと実現が難しいんですが、できたらやりたいと考えているんですけれども、介護者支援事業。これは、介護をしている方は例えば相談とか研修

とか行けないわけです、介護者を抱えているということで。その介護者を抱えているがために行けないということではしようがないので、その介護される側の人を預かって、その介護をしている人が研修に参加ができるというようなことができたらいいんじゃないかなと。そうすれば、介護の悩みだと相談だとか、いろいろな相談ができるだろうということで、介護者支援事業ということも考えています。

あとは、スキルアップ研修事業として、ケアマネ、ヘルパー等の研修、そういうものも入れていければいいなということで、今、大体の構想は、そういうふうに考えてあるところでございます。

それから、この事業ですが、県からの指定を受けたのはあくまで2カ年ということで、当然、この予算についても、そこで終わりということになってしまいます。たしか19、20年度で、たしか牛久市さんやったと思うんですけれども、そこで一たんは予算面についてはないということになっていますが、この事業は、今現在も進めている事業も、この中に含まれておりますので、できる限り継続をしていきたいというふうに考えます。3年目以降も継続できれば、ただ例えば来年度予算の中にあるスクリーニング検診とかというものは機器の購入も予定していますので、一たん入れれば3年目以降も、その事業を生かした継続事業もできるのかなど、要するに費用がなくてもできる部分もあるというふうに考えているところです。

以上です。

委員長（直井誠巳君） いいですか。

川上委員。

委員（川上文子君） 今の認知症の説明、丁寧にありがとうございました。

2年目が300何万円というふうに言われましたけれども、予算枠というのは、もう確定しているものなんですか。それとも、こちらの事業によって例えば500万円まではいいよとか、どんなふうなものなんですか。

委員長（直井誠巳君） 介護福祉課長。

介護福祉課長（斎藤 一君） これは県との協議の中で進めてきたものです。今年度補正についても、もう少しという部分もあったんですが、実際、じゃあ、予算がいっぱいつけばいいというものでもないかなというのもありますし、その中で進める中で例えばだめなものもあるわけです。例えばこういうことをやりたい、例えば車買いたいといったら何百万円もかかるわけですから、そういうものを入れずに、実際必要なもの、先ほど私の方で必須項目もありますよと言ったことありますが、こういうことでやっていく中ではどれぐらいかかるんだということでの交渉の中で詰めた、一応、まだ確定した予算ではありませんが、一応は、この金額で市で計上できれば、県の方、大もとは国ですけれども、恐らくいただけるかなというふうに考えてあります。

以上です。

委員長（直井誠巳君） いいですか。

委員（川上文子君） はい。

委員長（直井誠巳君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（直井誠巳君） ないようでございます。

なければ、この議案第54号に対する質疑、意見は、以上で終了したいと思います。

それでは、採決に入ります。

議案第54号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（直井誠巳君） 全員賛成でございます。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号）の保健福祉部所管部分を議題といたします。

この議案第51号について説明を求めます。

社会福祉課長の方から説明を求めます。

社会福祉課長（長塚 工君） 社会福祉課長塚です。

歳出から説明させていただきますので、議案第51号の13ページ、それと、該当するのが社会福祉課では15ページ、その後に歳入の方を説明させていただきます。

13ページの3の民生費、1社会福祉費、目で社会福祉総務費、節の8報償費、11需用費ですが、これは21年度当初予算で人権啓発活動の一環として人権講演会を12月に計画していましたが、インフルエンザの影響で講演会が中止になってしまいました。それで、その講演会では先生に報償費を払う予定でしたが、使えなくなってしまったので、講演会ではなくて今度は別の方法で啓発しようということで、現在考えておりますのが、懸垂幕、それから、啓発用の備品、それから、子供たちに啓発、人権教育をするための紙芝居等の消耗品を購入するということで予算の組み直しをしております。報償費を40万円減にして、需用費で40万円を改めて計上するということです。

次に、目の5番身体障害者福祉費、18番備品購入費、これは療育教室と言いまして、21年度予算で初めて始まった事業なんですが、当初予算で10月から療育教室が開始されまして、ある程度は準備は進んできたんですが、その準備、開設に伴いまして、実施に伴いまして、さらに現場で必要な備品というのが実際に浮かび上がってきました。そこに国の方で、この療育教室に対するものが補助金の対象になりますよという、新たに対象となりました。ちょうどこの時期と重なったんですが、療育教室を準備、開設する中で必要な備品が浮かび上がってきたものと、これと時期が合いましたので、そろえるようになりました。備品購入費で150万円、これは全額県の補助になっております。

20番の扶助費、これは自立支援の絡みなんですが、もともと施設に入所していた方がいらっしゃいまして、その方は引き続き施設に入所されているわけなんですが、新体制、新体系にかわりまして、その施設のサービス料の報酬単価が変わりました。実際引き上げられたわけですけれども、その引き上げに伴って不足が生じましたので、その補正をするものです。4,731万9,000円、これは国が2分の1負担で、県が4分の1負担しているものです。

続きまして、15ページの3番民生費、3番生活保護費、目で生活保護適正実施推進事業費の委託料、これは、このたび生活保護の方で母子加算が復活することになりました。その母子加算復活するに伴いまして、生活保護のシステムの方の改修をしなくちゃいけないことになりましたので、システム改修費として委託料を計上したもので、これも国10分の10の補助対象となっております。

今、申し上げました歳出に対しましての補助金、歳入が、前に戻りますけれども、8ページと9ページに上がってあります。

8ページ、14国庫支出金、項の1国庫負担金、1目の民生費国庫負担金、これは障害者自立支援給付の国の2分の1の分です。

次、14国庫支出金の項国庫補助金の1目の民生費国庫補助金の3節生活保護費補助金、これがシステム改修に伴うもの、生活保護の関係です。

それと、次に、9ページになります、15県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、1節の社会福祉費負担金、これが自立支援に関するもので県の分です。

それと、15県支出金、2県補助金、2民生費県補助金の中で、これは、先ほど障害者自立支援特例交付金ということで新たに補助になったというものです。150万円。

以上です。

委員長（直井誠巳君） 社会福祉課が終わりました。

続けて、児童福祉課の方で説明をちょうだいします。

児童福祉課長（成島辰夫君） それでは、児童福祉課の分をご説明申し上げます。

議案第51号の5ページからになります。

第2表の債務負担行為でございます。3番目の公園等植栽管理業務委託、こちらで7,676万7,000円の予算でございますが、このうち児童福祉課分、保育所の植栽なんですが、6カ所分で163万9,000円をお願いしているものでございます。良好な保育環境の維持と一括発注による経費の削減、また、年度当初からの管理が容易にできるということで、負担行為をお願いしているものでございます。

次に、13ページをお願いします。

民生費の歳出から申し上げます。

3款の民生費の4目ふれあいセンター管理費、こちらで130万円の補正をお願いしております。この補正につきましては、駐在所がふれあいセンターわきに誘致されることに伴う駐車場の整備でございます。これにつきましては、ふれあいセンターわきに駐在所を誘致するに当たりまして、その駐在所の敷地面積が不足という経過がありまして、そのわきのふれあいセンターの駐車場の一部を、その敷地に充てるということで貸すわけなんですが、それに伴いまして駐車場がかなり不足しますので、たまたま、ふれあいセンター西側にちょっとした空きスペースがございまして、そこを整備して駐車場に利用したいというふうに考えております。その分で130万円の補正をお願いしたものです。

次に、14ページになります。

5目の児童クラブ費でございます。119万3,000円の補正をお願いするものでございます。これにつきましては、三島小学校に児童クラブを設置するための整備費でございます。市内の小学校区におきまして児童クラブがない学校区が、三島小学校、それから、東小学校、この二つでございまして、今年度設置に対して把握したいため、要望調査、これを実施しました。その結果、両校、三島小、東小、合わせて17世帯から設置してもらいたいという希望がありまして、内部で検討をしまして、また、学校教育課、それから、三島小学校長、東小学校長と協議をいたしまして、新年度より三島小学校の1室を借りまして、そこで設置したい。そのための準備のため、備品等を購入する費用でございます。

それから、その下の6目の子育て応援特別手当費でございますが、4,569万1,000円、丸々減額。これにつきましては、国の施策に伴う予算等の執行停止の通知がありまして、それに伴う全額減の補正でございます。この予算につきましては、9月の議会で、議会の承認を得まして準備を進めてきたところなんですが、国のそういう施策転換がございまして、

補助が丸々ないということで全額減額するものです。

それに伴う歳入なんですが、8ページになります。

14款の国庫支出金、1目の民生費国庫補助金の4,544万9,000円。これは、その子育て応援特別手当に関する交付金等事務費、全額減額をするものでございます。

児童福祉課は以上でございます。よろしくお願ひします。

委員長（直井誠巳君） 次に、国保年金課、お願ひします。

国保年金課長（野本英夫君） それでは、国保年金課部分のご説明をいたします。

議案第51号の13ページの歳出の方からご説明いたします。

8目の医療福祉費でございます。補正予算額が289万6,000円。これは償還金利子及び割引料でございまして、医療福祉費補助金返納金でございます。これは、20年度に概算で補助金の申請をしまして交付を受けたものを、21年度に精算するというものでございまして、11月中に補助金申請をして翌年度に確定して、多い場合には返還するというふうなことになります。

それから、12目国民年金費でございます。補正額が9万円。これは14節の使用料及び賃借料で2万9,000円、これは回線使用料でございます。それから、15節の工事請負費6万1,000円、これは国民年金の電話回線の移設工事ということで、配線工事でございます。

これらの内容なんですけれども、22年の1月から社会保険庁が廃止になります、日本年金機構というのが設立されます。それで、被保険者の資格記録、納付記録を確認しております市町村専用記録照会電話というのがあるんですが、これが12月で廃止ということになりました。それで、この電話が廃止になりますので、コンピューターの端末で対応するというふうなことになります、配線工事が必要になったということで補正するものでございます。

それで、歳入につきましては、国民年金事務委託金ということで全額補助ということになります。

それで、歳入は、第51号の9ページでございます。

一番上の14款の国庫支出金、3項の委託金、2目の民生費国庫委託金で補正額が9万円です。これが国民年金事務委託金の歳入でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長（直井誠巳君） 国保年金課に続きまして、健康増進課、お願ひします。

健康増進課長（吉田邦恵君） 健康増進課です。よろしくお願ひします。

議案第51号、16ページでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございますが、これにつきましては、緊急雇用創出事業で臨時職員を1月から3月まで3ヶ月雇用すべく、職員手当、共済費、賃金、負担金を計上してございます。

3目保健福祉センター管理費78万7,000円につきましては、センター内にある健康増進室に設置してあります室内ランニング機器3台のうち2台が、走行ベルトに亀裂が入り危険なため、この走行ベルトを交換するものでございます。

4目予防費2,300万8,000円につきましては、国の定めるワクチン優先接種対象者のうち、低所得者、生活保護受給者及び市民税非課税世帯に属する者に対して、接種費用の全額を助成、妊婦と小児1歳から中学3年生に対し、1回接種につき1,000円、2回まで可能となっておりますが、助成するものでございます。

その内訳につきましては、13委託料として1,193万8,000円でございますが、この委託料につきましては、市内の契約医療機関に接種を委託するものでございます。

19の負担交の1,107万円につきましては、市外の医療機関等で接種費用を全額支払いされた方につきまして、後日、償還払いによって口座振替をするものでございます。

続きまして、17ページでございます。

5目母子衛生費でございます。50万4,000円につきましては、県外の里帰り等で、里帰り先で受診する助産所、医療機関等で受診された方につきまして、後日、また償還払いによって受診費用を助成するものでございます。

以上が支出でございまして、歳入につきましては、9ページでございます。

9ページ、15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金1,740万5,000円につきましては、妊婦健康診査臨時特例交付金拡充支援事業費補助金15万円につきましては、先ほど県外等で助産所、医療機関で受診された方も補助の対象に新たになつたもので、補助率が2分の1となっておりまして、15万円の補助でございます。

新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金1,725万5,000円につきましては、ワクチン接種者の実費負担に係る補助でございまして、補助率につきましては、国が2分の1、県が4分の1となってございます。

以上でございます。

委員長（直井誠巳君） 議案第51号の補正に関し、保健福祉部所管の社会福祉、児童福祉、国保年金、健康増進課、それぞれの課の方から説明をただいまいただきましたが、これより議案第51号の保健福祉部所管部分についての質疑、意見を求めます。

川上委員。

委員（川上文子君） 51の13ページの社会福祉総務費の中の報償費と需用費、さっき説明があつたんですが、人権講演会がインフルエンザで中止になって、その分のお金を消耗品費として、今、言ったのがちょっと聞き取れなかつたんですが、懸垂幕をつくって人権の標語をずっと常時かけるというようなお考えなのか。それから、紙芝居等というふうに、いろいろ言つた中身は、この40万円の買う物について、ある一定の団体からの要請というか、そういうものに基づいて買う物を選んだのだろうかということ。

それから、51の14の児童クラブ、今度、三島小学校のところで児童クラブ開設をするための備品というのは、大変よかつたなというふうに思うんですが、考へている児童クラブの設置というのは、備品ということから立てていると、空き教室を使ってというようなことなのかもしれないんですが、そこら辺、来年度どんな形でつくろうとしているのか。開設含めた、一定、今わかる範囲でのスケジュール等も、わかっている範囲で説明をしていただければ。

それから、51の16で、健康増進課のところで臨時職員3ヶ月間、来年。あっちこっちで雇っているんだけれども、健康増進課のところでお願いする仕事というのは、どんな仕事をお願いをしていこうと思っているのかしらということで。

三つについて、お願ひします。

委員長（直井誠巳君） 三つの質疑ございましたが、社会福祉課の方から、よろしくどうぞ。

社会福祉課長（長塚 工君） 13ページの人権講演関係の組み替えの方の消耗品につきまして、懸垂幕は、毎年、人権月間12月にあります、その12月の人権月間期間中で、ほ

かのものとダブらない日を見て庁舎にかけるものです。

紙芝居等は、保育所、幼稚園の子供たちに読んで紙芝居を見せて、人権を覚えてもらうといいますか、そういう紙芝居です。特に団体からの要請があってというものではないです。

委員長（直井誠巳君） 次、児童福祉課の方で。

児童福祉課長（成島辰夫君） 児童福祉課の児童クラブ費の補正でございますが、先ほども申しましたように、要望調査をしまして両方で17世帯要望がありまして、来年の4月1日から実施したい考えで今、進めております。そのために今回補正をお願いしまして、予算が通れば3月末までには、備品、テレビとか冷蔵庫、そのほか、教室の一部ちょっと手直しするところがありますが、そういうもの、また、子供たちのロッカー等を整備して、1日からすぐにでも新年度から使えるような、そういうふうなことで今、進めております。以上です。

委員長（直井誠巳君） 健康増進課。

健康増進課長（吉田邦恵君） 健康増進課臨時雇用の仕事の内容ということでございますが、新型インフルエンザ予防接種に係る低所得者及び小児、妊婦に対して接種費用の助成をするに当たり、当該接種者への費用免除証明書の交付、償還払いによる支払いに関する事務処理、文書整理等、あと、主に窓口業務ということで考えております。

以上です。

委員長（直井誠巳君） 川上委員。

委員（川上文子君） 人権の消耗品なんですけれども、幼稚園とか保育所の子供たちに見せる紙芝居だとすると、どこの出版社かなんかでイメージをしているのか、どこから選ぼうと思っているのか。

それから、三島小学校の学童クラブ来年4月からという、119万円という予算が割と少額だというふうに思ったので、そこまで、空き教室にしても、畳を敷いたりとか、水道の水場をつくったりとかというのがあると思うんだけれども、十分それで、ほかの学童クラブと同じような施設内容が119万円でつくれるのですか。

委員長（直井誠巳君） 先に児童福祉課。

児童福祉課長（成島辰夫君） 三島小児童クラブなんですが、今回とりあえず4月早々から始められるようにということで備品119万円お願いしているんですが、このほかに、夏場暑くなりますので冷房等は必要かなと思っています。それにつきましては、新年度の方で対応していきたいと。

委員（川上文子君） 畳とかなんかは大丈夫。

児童福祉課長（成島辰夫君） 大丈夫です。

ほかの現在使っている児童クラブと、同等にできるように進めていきたいというふうに思っております。

委員長（直井誠巳君） いいですか、その部分は。

委員（川上文子君） はい。

委員長（直井誠巳君） 社会福祉課。

社会福祉課長（長塚 工君） 人権啓発の方は、これは、つくばみらい市は竜ヶ崎法務局管内に入っているんですけれども、関係市町村が持ち回りでやっているんですが、21年度が、つくばみらい市の担当になりましてやっている事業なんですけれども、今回、啓発

用品につきましても、どこの出版社とかというのではなくて、人権啓発用品というのが、教育関係の教材とかと同じように、人権啓発用の教材とは言いませんけれども、そういう品物がありまして、推奨している物がありまして、そこから購入するものです。

出版社までは、たしか、ちょっとカタログに書いてあったかどうか、ちょっと記憶にないのですが、人権啓発用品として、いろいろな物をそろえているところです。

委員長（直井誠巳君） いいですか。

委員（川上文子君） はい。

委員長（直井誠巳君） ほかに。

児童福祉の方から、つけ加えることが。

児童福祉課長（成島辰夫君） 済みません。先ほど予算的に間に合うのかというふうなあればあったんですが、三島小学校の使用させていただく教室の机とかいすとか、そういう物を利用していくというふうな校長先生の方からのお話がございまして、そういう利用できる物は今回予算から除いてありますので、この119万円で何とか対応できると思って計上させてもらいました。

委員長（直井誠巳君） 染谷委員。

委員（染谷礼子君） 済みません。金額的なことではないんですけども、13ページの身体障害者福祉費の方なんですけれども、療育器具の購入ということで金額は上がっているんですけども、大変喜ばれているんですけども、10月からということで、何名ぐらいの方が今、参加していらっしゃるのか。器具的にも、大変重度の方もいらっしゃるようですので、その辺、器具的には、どんなものを用意されるのか。この2点。

それと、また、済みません、児童福祉の方で、17世帯の要望があってということなんですけれども、東のお子さんたちが三島に来るんですけども、その移動、その辺はどういうふうに考えていらっしゃるのか、お願ひします。

委員長（直井誠巳君） 先に、社会福祉課の方、お願ひします。

社会福祉課長（長塚 工君） まず、療育教室なんですが、これは10月から開設しようということで21年度に新たに始まったものなんですけれども、現段階では、まず、保育士の方が3名決まりまして、それと、先生になるんですけども、臨床心理士が1名、計4名の指導員の体制が決まりました。

それで、まず、療育教室に来る子供たちは、小学校入学前の幼稚園とか保育所とか、入学前の子供たちのことをいうんですが、障害とは違うんです。ちょっと人より変わっているという、文献なんかでは谷間の障害なんていわれる場合もあるんですが、実際に何名いるかというのが把握できないんです。それで、どういうふうに把握しようかということで今、先生方が、いろいろ検討しているところなんですけれども、まず、現場に入ってしまおうということで、保育所なり幼稚園なりでは、その保育所の先生、幼稚園の先生が、もしかしたら、その親御さんから何らかの相談を受けているかもしれない。また、先生自身が、あの子はちょっと人より変わっているなという現場を見ている、現場で実際に把握していることがあるだろうと。それで、現在は、その4名、指導員決められたんですが、その先生方が現場を実際に現在回っています、掘り起こしといいますか、そういう子たちがいるのかどうかというのを現在は探っている段階です。

今のところは、毎週金曜日、伊奈庁舎の保健センターの方に開設しております。それで、臨床心理士の先生方の個別相談は、隔週の金曜日で受けようかということで考えています。

それで、この今回上げた備品につきましても、実際に、その先生方が、何らかの経験がある先生方なので、実際に必要な備品は何だろうかということで、いろいろな隣接市の療育教室等を見学しに行ったりして、実際に必要だという物を見つけていただきました。安全マットとか、それと、大きい物ですと、小学校入学前ですから、幼児が遊ぶような遊具、滑り台とか、お母さんが相談を受けている間に子供たちが何らかで遊んでいられるような、そういう道具、それから、けがしたりしないようなマットとか、そういう物の備品の購入に充てています。

委員長（直井誠巳君） 児童福祉課。

児童福祉課長（成島辰夫君） 東小学校からの子供さんの移動ということなんですが、市の公用車、ワゴン車を使って東小の児童を三島小まで運ぶ計画です。これについては、今現在行っています福岡小、十和小の児童を谷原小児童クラブの方に運んでいるという状況がありまして、そういう形態で進めていきたいと。

入級の方、入級といいますか、先ほど17名とありましたが、これは要望をとった段階での人数であります、実際には1月広報で新たに来年度の入級希望者を募るわけですが、できるんですかというふうな電話の照会等も何件かありましたので、大体20から25ぐらいの数字になるのかなというふうに今、考えております。それにつきましては、各二つの学校の協力を得まして、新たな周知も図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（直井誠巳君） そういうことです。大丈夫ですか。

委員（染谷礼子君） はい。

委員長（直井誠巳君） ほかにございませんか。

横張委員。

委員（横張光男君） 一般質問でも出ましたから、あえて申し上げることはないんですけれども、ただちょっと、答弁の中で、ちょっとわからなかつたところがあるものですから、お伺いしたいと思います。児童福祉課かな、あれ。

51の14で子育て応援特別手当と、これについては、私も、ちょっと知っておりますけれども、いわゆる国の補正予算の執行停止というようなことで、もろに地方自治体にしわ寄せが来たつくばみらい市として唯一の事業なわけです。それは国の方針だからといえばそれまででしょうけれども、これらが、いろいろ委託料とか需用費はいずれにしましても、この扶助費の中に4,294万8,000円ほどの膨大な扶助費が入っているわけです。当然これには相当の該当者があったと思うんです、これに該当する世帯が。その方々は非常に残念であるというふうに思っておるんだろうと思うんですけれども、そこで、お伺いしたいことは、政権交代に伴っての一つの事業で中止になったわけですけれども、これらについては、市として、いわゆる市民にある程度の準備はされたと思うんです。そういうものをどのように説明責任を果たしたのかという点です、市民に対して。それとともに、ただ単に国の予算凍結と、執行停止というだけで手をこまねいているんではなくて、いわゆるこれらに對して国に今度は、一方では市民に対する説明責任と、もう一方では上に對してどのような対応をとったのか。これは、つくばみらい市、1市だけでの対応は難しいと思いますけれども、やはり地方6団体なり、いわゆるそういう形の中で国に対する異議申し立てなりの対応をとったのか否か、その点をお伺いしたいと思います。

以上です。

委員長（直井誠巳君） 児童福祉課長。

児童福祉課長（成島辰夫君） おっしゃるとおり説明責任というような、広報の方ではおわびの広報をお願いして、市民の方1,193人を予定しておりました。その方たち、もらえるものと思って期待はしていたと思います。私どもの方でも、9月の補正をお願いしまして、承認得られまして準備も進めておりました。ただ、それに対して直接苦情の方の電話は3件ほどはあったんですが、テレビやマスコミ等のニュース等、かなり早いものですから、その3件ぐらいの苦情で済んだわけですが、実際には、私どもの方には言ってこないなりに、その家庭の方ではかなり苦情はあったのかなと思っております。説明責任の方、広報で流しただけで大変申しわけないんですが、そういうことでございます。

また、国の方への要望なんですが、市長の答弁にもございましたように、地方6団体からも強い要望をしております。また、今度、これは、この子育て応援特別手当は執行停止になったんですが、これにかわりまして今度、すぐ来年度から子ども手当の方、これもなかなか目に見えないところがございまして、全額国が持つ、あるいは、財務大臣の方からは地方負担もというふうな声もあります。はっきりまだ私どもの方に、全然、国や県からの情報が届いておりませんので、これに対しても市長答弁にもありました、一般質問での答弁もありましたが、全額国費でということで強く要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（直井誠巳君） 横張委員。

委員（横張光男君） この子育て応援特別手当の件で、十分その辺のところは広報紙に流し、おわびかたがたの説明責任を果たしたと、十分ではないながらもだと。というのは、私は、この問題に対して1,193人も該当者があるわけです。非常に事務的にも難しかったのかもしれないけれども、やはりこういう予算に計上しておいて、やはり予算を凍結するわけですから、これはつくばみらい市の責任ではない、国の責任であるということはわかるんですけれども、やはり市民に対して、やはり広報紙という一般論だけでの説明責任ではなくて、その該当者というのはわかっているわけですよね、ある程度1,193人という人數を把握しているわけですから。そういう方々に個別に、やはり私は説明責任を果たすのが、やはり行政の親切だというふうに思っているんです。ただ一般に広報紙で、広報紙見ないのが悪いといえばそれまでですけれども、もう少し私は説明責任というの通り一遍ではなくて、やはり優しい、きめ細かな、そこにやはり行政があるんではないかと思っているんです。その点いかがですか。

委員長（直井誠巳君） 再度、児童福祉課長。

児童福祉課長（成島辰夫君） 議員おっしゃるとおりなんですが、まず、一人一人の把握はしておりません。というのは、途中で政権がかわりまして動きがありましたので、一切費用の方をかけられない状態がありましたので、1,193人、これについては國の方の算出基礎がござりまして、それに基づいた大まかな人數でございまして、一人一人の把握はとっておりません。市民への説明責任、これは、そのとおりだと思います。今後、こういうことはないと思うんですが、きちんと一人一人説明できるようなことで考えております。

よろしくお願ひします。

委員（横張光男君） わかりました。

委員長（直井誠巳君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（直井誠巳君） ないようでございますので、この議案第51号の保健福祉部所管部分に対する質疑、意見等は、これにて終了をいたします。

この後、教育委員会関係の審議がございますが、入れかえがございますので、トイレ休憩ということで5分間、入れかえのため暫時休憩とさせていただきたいと思います。

なお、保健福祉部関係ご苦労さまでございました。

午後2時51分休憩

午後2時57分開議

委員長（直井誠巳君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

議案第51号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号）の教育委員会所管部分を議題といたします。

議案説明のため、教育長、教育次長、関係課長並びに職員が出席されております。

それでは、最初に、豊嶋教育長よりあいさつをいただきたいと思います。

教育長（豊嶋隆一君） それでは、お疲れさまでございます。

教育委員会所管部分の補正予算について説明をいたしますが、各担当課長の方から詳しい説明をいたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長（直井誠巳君） それでは、議案第51号について説明を求めると思いますが、学校教育課、生涯学習課、それぞれに説明をいただきたいと思うんです。

学校教育課の方から先にお願いします。

学校教育課長（瀬崎和弘君） それでは、よろしくひとつお願ひいたします。

まず、議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

債務負担行為補正でございます。下から二つ目の幼稚園送迎バス運行業務委託でございます。平成20年度分でございますが、こちらは、わかくさ並びにすみれ幼稚園に各2台ずつ4台のバスがございます。その運転業務のみの委託でございます。期間が平成21年度から平成22年度まで、限度額が1,600万円でございます。

その下のわかくさ幼稚園送迎バス運行業務委託でございます。こちらは、新たに送迎バス並びに運転業務を委託するものでございます。バス1台、運転業務1人でございます。平成21年度から平成26年度まででございまして、限度額が3,900万円でございます。

歳入に移らせていただきます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

まず、14款の国庫支出金、2項の国庫補助金、6目の教育費国庫補助金でございます。4節の教育費補助金2億1,000万円でございます。こちらは安全安心な学校づくり交付金でございます。内容的には、板橋小学校の校舎耐震補強並びに大規模改修工事の事業でございます。事業費が4億円に対しまして、2分の1の補助でございまして2億円。それと同じように、板橋小学校の太陽光発電施設の設置事業、事業費2,000万円のうちの2分の1が補助でございまして1,000万円。合計2億1,000万円でございます。

その下の2節の総務管理費補助金でございます。地域活性化公共投資臨時交付金1億1,900万円、こちらも同じように板橋小学校の耐震補強並びに大規模改修事業でございまして、4億円のうち27.5%が補助でございます。1億1,000万円。また、同じく太陽光発

電施設設置事業、事業費2,000万円のうちの45%、900万円が補助でございます。合計1億1,900万円でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

一番下の教育債でございます。2節の学校教育施設等整備事業債9,000万円でございます。こちらも板橋小学校校舎耐震補強及び大規模改修事業でございまして、事業費4億円のうちの22.5%が起債の補助率でございます。

歳入は以上でございます。

歳出に移らせていただきます。

21ページをお開きいただきたいと思います。

下の9款教育費、1項の教育総務費、2目の事務局費でございます。13の委託料260万円でございます。実施設計委託料200万円、工事監理委託料60万円、こちらも、板橋小学校校舎の耐震補強工事に伴いまして、太陽光発電施設を設置するための実施設計及び工事監理料でございます。

下の15の工事請負費1,740万円、こちらも板橋小学校の太陽光発電施設の設置工事でございます。設備容量でございますが、20キロワットを予定してございます。

次、その下の3目の指導室費の11需用費99万8,000円でございます。こちらは消耗品費でございまして、教師用の指導書並びに教材でございます。小中学校の学習指導要綱の改定に伴いまして、教師用に移行措置用の教材の指導書が必要となるために計上をさせていただいております。

その下の小学校費でございます。18の備品購入費140万円、管理備品でございます。こちらは、小張小学校分でございます。みらい平地区からの就学生が増えたため、新年度使用する備品に不足が生じたために計上させていただいております。児童用机が70台、いすが70脚、教卓が3台でございます。

その下の学校建設費、13の委託料700万円、これは板橋小学校の校舎耐震補強及び大規模改修工事の監理業務委託料。

15の工事請負費3億9,300万円、これも板橋小学校の耐震補強及び大規模改修工事でございます。こちらは縁越明許になります。

内容的には、耐震診断業務が終了しまして、これから判定会議に諮るわけでございますが、茨城県には2機関しか受け入れ先がございません。今、申し込みが大変多く時間がかかるものでございまして、まず、入札時期でございますが、平成22年の8月以降に予定をしております。よろしくお願ひいたします。

その下の中学校費でございますが、19の負補交でございます。32万3,000円、これは各種競技出場補助金でございまして、実績報告書が提出されておりますので今回計上させていただいております。県補助が2分の1でございまして、県補助金につきましては、直接学校口座に支払いとなります。

内容でございますが、関東中学校水泳大会、山梨県甲府市で開催されております。出場校が伊奈中並びに小絹中。また、全国中学校水泳大会を福岡県の福岡市で開催しております。該当校が伊奈中学校でございます。

以上でございます。よろしくお願ひします。

委員長（直井誠巳君） 続きまして、生涯学習課長。

生涯学習課長（吉田弘之君） それでは、生涯学習課関係の補正につきましてご説明さ

せていただきます。

それでは、5ページをまずお開きください。

債務負担行為の中の公園等植栽管理業務委託の分でございます。こちら、トータルで7,676万7,000円となっておりますけれども、そのうち、城山運動公園と総合運動公園の緑地管理業務が、この中に含まれております。まず、城山運動公園につきましては、芝生の管理等の委託としまして108万2,000円でございます。それと、総合運動公園の緑地管理、植栽等、除草等の管理業務委託でございますが、502万7,000円でございます。こちらは、2月に入札を予定しております、4月から施行をする予定という形で、債務負担行為という形で計上をさせていただいております。

続きまして、歳出の方で23ページをごらんください。

教育費の社会教育費の中の5目のコミュニティセンター費でございます。こちらの補正額が76万2,000円でございます。こちらは、一般質問でもございましたとおり、板橋コミュニティセンター、本年4月にオープンをしたものでございますけれども、そちらの敷地内の車道と歩道の部分の段差がございます。そちらにつまずきがをされる方がいらしたということで、至急に、これは改修の必要があるだろうという形で、歩道部分に手すりを設置するとともに、そこは、歩道の部分を2カ所ほど切り下げをしまして出入り口をつけるというような工事を予定しております。こちらが76万2,000円ということでございます。

それから、24ページの保健体育費の社会体育費の中の補助及び交付金でございます。こちら、40万1,000円の補正をお願いするものでございます。

こちらの内容は、まず、一つは、ソフトバレーボールチームつくばみらいというチームが全国スポーツレクリエーション祭、こちら10月に宮崎県で行われました全国大会でございます。そちらに出場しまして、ベスト8に入ったというような実績報告が上がってきました。こちらにつきましては、つくばみらい市のスポーツ大会出場助成金交付要綱に基づきまして、実費の2分の1を負担するという形で、交通費、宿泊費等を補助するものでございます。こちらにつきましては38万円と。

それと、もう1点、卓球の個人の部でございますが、全国卓球選手権大会の全国大会に出場されたということで、こちらは、つくばみらいの体育協会の卓球部に所属する小学生と、4年生以下の部ということで女の子が茨城県で5位に入りまして、全国大会、こちら神戸の方の大会に出場しております。こちらの小学生と付き添いの方1名でございますが、そちらにかかった経費の2分の1、こちらも、交通費、宿泊費等の助成をするものでございます。

そちら、合わせて40万1,000円という形で補正の方をお願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

委員長（直井誠巳君） 学校教育、生涯学習、双方の課から今、説明をいただきましたが、この議案第51号の教育委員会所管部分に対する質疑、意見があれば、ちょうどいをいたします。

横張委員。

委員（横張光男君） 第51号の22ページ。

先ほど学校教育課長から、学校建設費の中で工事請負費の3億9,300万円、これらと、その上の委託料700万円の説明を受けましたけれども、ちょっと説明の中で、ちょっとはっきりしなかったところが、来年の8月に契約をするというようなことなんですか。その

辺のところ、ちょっと、そのように、私、聞こえたんですけれども。というのは、改めて、これだけの工事ですから、今年度中には終わらないわけです。多分、学校ですから、学校の春休み、そういう休みを利用しながらの工事になるんじゃないだろうかと思っているわけです。そうすると、当初から繰越明許というのは、いかがなものかなと私は思うんです。というのは、繰越明許というのは、ご存じだろうと思いますけれども、単年度で予算を計上し、単年度予算主義ですから、単年度で事業を終わらうとしたんだけれども、諸般の事情でできなかつたと、それで来年度、次年度に送って執行すると、そういう法律があるわけです。それで、なおかつ2年度も、どうしても、用地買収とか、いろいろな問題でできなかつたときに、3年目に送るときに事故繰越ということになるわけです。財政的な問題ですから、それが、もうそもそもわかっていて、今年度にできないことがわかっているんであれば、むしろ私は、予算のつくり方としては継続費の設定なりをすべきではなかつたんだろうかと思うんですが、債務負担行為という考え方もありますけれども、予算に計上した時点で、もう繰越明許というのはいかがなものかなと、私の考え方とは違うんですが、その辺は、どう思うのかお答えいただきたいと思います。

委員長（直井誠巳君） 学校教育課長。

学校教育課長（瀬崎和弘君） 当初、7月の臨時議会で計上するはずでしたが、政権交代の絡みもありまして、ちょっと取りやめた経緯がございます。それで、今度また9月に計上しようと思ったんですが、民主党政権にかわりまして、補助の絡みも全然わからなかつたという状況がございまして、今回、財政課と協議をした結果、12月補正をお願いした結果なんですが、確かに私の言い方も、ちょっとまずかったものですから、結局こういう金額で、すぐ今年度は実際的に本来終わらないはず、ご承知なんですが、とりあえず今年度に上げておかないと、22年度からも、この公共投資臨時交付金の兼ね合いも定かではないということもありましたので、今回上げさせていただいた次第でございます。

委員長（直井誠巳君） 横張委員。

委員（横張光男君） それもわかるんです、今、課長も言われるのも。いわゆる国等の補助、補助金が入ってくるわけですから、今年度に計上しないと補助がつかないと、来年度に送ってはという問題もあるのも十分わかるんです。ですから、そういう関係で、しかし物理的に3月までにはできないわけです、この3億9,300万円。苦肉の策、その中で今、先ほど課長は、契約は今年度にやるんでしょう、それとも全然契約もしないで、このまま予算を計上しておきっぱなしで、たしか7月か8月ごろ契約をするというふうに私は耳にしたんですが、契約はいつの時点でやられるのか。

委員長（直井誠巳君） 学校教育課長。

学校教育課長（瀬崎和弘君） 先ほども申し上げたとおり、耐震診断業務は終わっているんですが、今後、判定委員会で判定の結果を待たなければならないわけなんです。その判定会議が、茨城県では2機関しかないわけです。今どこの市町村でも、もう殺到している状況で、茨城県は、ちょっと満杯な状況でございます。それで、我々としては、県外の業者をちょっと見ながら、早急に判定委員会を行って、その後、実施設計、それから、工事の方に移らせていただきたいと思っておりますが、21年度の予算の契約はございません。全部、繰越という形で、やらせていただければありがたいと思っているんですが。

委員長（直井誠巳君） 横張委員。

委員（横張光男君） そこなんですよ、私がお伺いしたのは。いわゆる繰越明許という

先ほど申しましたとおり、当然この3億9,300万円の、そういういろいろな実施設計なり判定委員会の問題もあるでしょうけれども、やはり3月30日までに契約だけはしなくては、繰越明許というのはおかしいんではないかと、最低でも。絶対に、物理的にできませんよ。ですから、私は、先ほど課長の説明で7月か8月ごろ請負契約は締結だというふうに聞きましたから、それが終わってからでしょうから、多分、夏休みという長いスパンの休みを、まず、メインの工事に持っていくんだろうと思うんです。実際的には、そのくらいになると思います。しかし、契約をしないわけです、今年度予算は計上しても。そうでしょう。それを繰越明許にしても、国の補助金は認められるんでしょうかということです。ちょっと、そのところ私は理解ができなかったんです。前、次長も財政課長でいましたから、ちょっと、その点。

委員長（直井誠巳君） 教育次長。

教育次長（秋田信博君） 私の方からご説明させていただきます。

確かに、ご指摘のように、未契約繰越は変ではないかというお話なんですが、当初の事業の示された流れとしまして、とにかく耐震診断を早く行って、耐震補強をすぐに、もう工事行いなさいという政策の中で来まして、瀬崎課長申し上げましたように、当初は、できるだけ早く取り組んで21年度に収束したいという考え方であったんですが、当初の県のまとめの中でも、これは、事業課としましては繰越はやりたくない意向で取り組んでまいりましたが、どうしても先ほど申し上げましたように、県内の判定会議の機関が2機関しかないし、それから、県外も探してもやってみなさいということなんですが、実務的には、なかなか21年度で取り組むことが事実上できない状況が、現在の状況で来たわけなんです。それで、繰越は制度的にもないわけじゃなくあるわけなんで、そういう形で、先ほど事故繰越と3年目おっしゃいましたけれども、これは22年度に繰越は認めるけれども、終わらせなさいと、終了させなさいと、そういう条件のもとに取り組んでありますので、そういうことでご理解賜りたいと思います。

委員長（直井誠巳君） 横張委員。

委員（横張光男君） 今年度の21年度の予算で計上しても、未契約でも繰越明許は認めるということですね。それと同時に、地方債の補正もしているわけですよね、今年度の頭で、地方債もやっているわけですよね。地方債も契約をしていないものが、いわゆる来年度に、実際に借り入れするのは工事終わってからですから、来年の1月か2月ごろになってしまふかもしれません。そうすると、今年度の地方債も、それで了解は得られるのかということなんです、私、心配するのは。財政課長を前にやっていましたから、ご存じどうと思うんです。

委員長（直井誠巳君） 課長の方から。

学校教育課長（瀬崎和弘君） 先日、担当が県の財務局と、きのうなんですけれども、地方債の補正もできるのかと。上限あると思うんですけれども、それは問題なくできるというような回答を得ておりますので、問題ないと思います。

委員（横張光男君） 未契約でもできるということ、繰越明許は国も認めるということだね。

委員長（直井誠巳君） 次長の方から、わかりますか。

教育次長（秋田信博君） おっしゃるとおりです。

ちょっと、もう少しつけ加えて説明させていただきますが、繰越事業の場合には限度額

が問題でございまして、限度額を超える額は執行できないんですが、限度額のうちは不用額出た場合も、県の方は許容しますと、そういう形で取り組みなさいということでやってありますので、その辺のところは問題ございません。

委員長（直井誠巳君） そのほか。

川上委員。

委員（川上文子君） 同じ板橋小学校の耐震補強工事なんですが、今の説明で建設工事が3億9,300万円、それから、工事監理委託料が700万円、合わせて4億円の事業のうち、50%、2億円を安全安心な学校づくり交付金で、残りの27.5%が公共投資臨時交付金で1億1,000万円、残りの9,000万円を起債でやると。その9,000万円のうちの約半分は交付税措置されるだろうという、事前に聞いた話ですが、そういうことで自治体負担は多分1割程度で4億円と大変大きな事業がやれると。全体の工事が4億円の事業を1割負担でやれるということで、私も、大変大きい金額なので、あらかじめ少し聞いたんですが、今まで体育館だった耐震の補強工事が初めて校舎ということで対象にするということで、それはぜひ進めてほしいと思うんですが、今後ほかの学校施設等でも同様の耐震の補強工事が必要なところが一定あるかと思うんですが、そこら辺について、今後どんなふうに考えているのかということについて教えてください。

委員長（直井誠巳君） 学校教育課長。

学校教育課長（瀬崎和弘君） まだ耐震補強が済んでいないのが、小張小学校、谷井田小学校、豊小学校、三島小学校等がございます。それで、うちの方で、ちょっと、これから来年度以降進めていきたいのは、小張小学校がやはり丘陵部からの児童が多く来ておりまして、小張小学校を先にやらせていただきまして、順次。谷和原中学校は耐震I's値が低いんですが、丘陵部との兼ね合いもございまして、今後、義務教育施設の適正配置審議会もありますと、その中で検討しながらやっていきたいと思います。それと、谷和原中学校が旧耐震基準表で算出しておりますので、新基準に基づいた耐震診断を受けなければ補助が出ないという状況でございますので、谷和原中学校の耐震診断の方も、できれば22年度に予算計上をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長（直井誠巳君） 川上委員。

委員（川上文子君） ゼひ言われた谷和原中の新基準に基づく耐震診断も、もちろんそうですけれども、実際に、これからずっと大きな利用になる谷井田、三島も、豊も、大変大きな予算枠になるわけだけれども、ゼひ進めていってほしいというふうに思うんです。それで、3億9,000万円、合わせると4億円という事業なんで、市のいろいろな発注事業からしても大変規模の大きい事業になるんです。来年、入札ということになるんだと思うんですが、公正な入札というところからは、かなり注意をして入札行為をやらなきゃいけないというふうに思うんですが、これは一括の入札という感じになるんですか、予測としては。

委員長（直井誠巳君） 瀬崎課長。

学校教育課長（瀬崎和弘君） 予測としては、一括……条件付きの一般競争入札になると思うんです。それで、ある程度条件をつけて……どうなるかわからないんですが、入札に関しては財政課と協議しながら進めたいと思っております。

委員長（直井誠巳君） どうですか。いいですか、川上委員。

委員（川上文子君） 十分公正な入札が担保できるように、努力をしてほしいというふうに思います。今後の耐震の補強については、国の動向もあるでしょうけれども、きちんとキャッチをしながら順次進められるように、手だてをぜひとってほしいというふうに思います。

以上です。

委員長（直井誠巳君） ほかにございませんか。

秋田委員。

委員（秋田政夫君） 学校の耐震の改修の件なんですけれども、谷和原中という話が今、出て、その中で来年度あたりに、そういうものに対応していくというような話が今あつたんですが、それと一方で、東部丘陵の方の学校の統廃合というか、関連した問題があるということで、その辺の関連が、いまいち、ちょっとよく理解できないんですけども、谷和原中と東部丘陵の方の関係というのは、どういうふうな関係なんでしょうか。例えば谷和原中の耐震を前提にしてやった場合には、谷和原中を存続していくということですね。

委員長（直井誠巳君） 瀬崎課長。

学校教育課長（瀬崎和弘君） そういう意味で私申し上げたんじゃなくて、結局、今、審議会を立ち上げて協議をしている最中でございます。その中で、丘陵部に新しく中学校は要らないんじゃないかと、今現存している谷和原中でいいんじゃないかといったことが審議会の方で答申を得られた場合には、今、谷和原中の耐震診断は旧診断でやってありますので補助が出ないんです。ですから、新しい耐震基準に基づいて診断を受けないと補助が出ませんので、先に、その耐震診断業務をやっておいて、やっておくのは、結局、丘陵部に新しくできなくても、やっておけば、今度は谷和原中に持てこれるような、すぐ耐震補強等ができるような形を私はとりたいと思って、計上していただきたいということでお申し上げた次第でございます。

委員長（直井誠巳君） 秋田委員。

委員（秋田政夫君） そうすると、これから統廃合の中で、東部丘陵に中学校ということになった場合には、谷和原中は必要ないというような、中学校としての機能はないんだというようなことでしょうか。

委員長（直井誠巳君） 瀬崎課長。

学校教育課長（瀬崎和弘君） それは一概に言えないと思うんですけども、その審議会の中でやはり協議をしていただいて、今後どうするのか、丘陵部に新築した場合には、谷和原中はどうするのかということも踏まえて検討していただきたいと思っております。

委員長（直井誠巳君） 秋田委員。

委員（秋田政夫君） 谷和原中のPTAの役員の方から前に、いつどうなるかわからないうんで、災害は。そういう意味で、やっぱりそれに備えるべきやっぱり耐震を、大規模改修は早くやってほしいというような要望が多いんです、PTAの方から。ですから、その辺が向こうとの兼ね合いでどうなるか、ちょっと今のところ耐震は調査はしておくということなんですけれども、ちょっと何かいつになるかわからないような、そんな感じがするんですけども、その統廃合の方の要するに結果待ちで、準備はしておくけれども、統廃合の方の結果待ちで対応していくということでよろしいんですか。

学校教育課長（瀬崎和弘君） そういう形になると思います。

委員長（直井誠巳君） 教育長の方からありますか。

教育長（豊嶋隆一君） それでは、私の方から。

谷和原中については、今、適正規模適正配置の審議会にも、谷和原中が耐震診断で非常に数値が低いということも出しています。それで、適正規模の場合には、今、中学校で谷和原中だけが適正規模じゃないんです。小規模なんです。ですから、今までいくと、小規模校として、非常に、いろいろな問題が出てくるんじゃないかなという気がしています。当然、適正規模にするには、丘陵部でないとまずいだろうなというふうに私個人としては考えていますので、ただ、じゃあ、耐震診断で非常に危険な校舎であるという場合、そのままにはしておけませんので、丘陵部に持っていくような結論が出ても、2年、3年では建築はできないだろうというふうに考えますので、そういう場合には、今よくやられているのは、5年リースとか、何かプレハブ形式のやつを建てて、統廃合への対応だとか、老朽化、危険校舎の対応だとかやっているところがありますので、そういう対応もしなければならないのかなというふうには考えているんですが、ですから、非常に審議会の結論が長引いて、建設が5年、6年先送りになるという場合に、今、言った診断の結果で対応しなければ、そういうプレハブだなんだという対応をしなければならないかなというふうには考えています。補強と、これは、どれくらい、どっちがお金多くかかるか比べなきゃならないかと思いますけれども、そういうことです。

委員長（直井誠巳君） どうですか、秋田委員。

委員（秋田政夫君） わかりました。

一般質問やなんかでもいろいろ話が出ていて、今の状態では、なかなか学校は建たないだろうというような見通しがあるんですけども、そうすると、見通しの立たないところというのは、ちょっと予測がつかないんで、そうすると、やはり谷和原中学校を今、教育長がおっしゃったように、そういう形で優先的に、そっちの方に重点を移して対応していくというふうな予測でよろしいでしょうか。というのは、その辺が、ちょっとよくまだ、その兼ね合いが、非常に、まだわからない。ですから、統廃合の検討委員会の結果を踏まえて、それで、谷和原中も、そのままにしておけないので、とりあえず今おっしゃったように、プレハブやなんかの形で耐震については考えいくんだというふうなお答えで認識してよろしいんですか。

委員長（直井誠巳君） 教育長、どうですか。

教育長（豊嶋隆一君） そうです。全くそのとおりで、適正規模適正配置の審議会の方では、そんなに早くは結論は出ないだろうと私は思っていますので、ですから、その結論待っていたらば、だから、22年度の診断の結果を踏まえて対応しなければならないというふうに考えています。

委員（秋田政夫君） わかりました。

委員長（直井誠巳君） そのほかございませんか。

高木委員。

委員（高木寛房君） 学校教育課です。板橋小学校なんですけれども、ちょっとこの前、学校前通りかかるって、ちょっと気になったものですから、校門に並列してブロック塀ありますよね。

〔「正面」と呼ぶ者あり〕

委員（高木寛房君） ええ。大分老朽化していて、今にも舗道側に倒れそうな感じなん

です。これ、ちょっとチェックをお願いしたいんです。要望ですから、お願いします。

委員長（直井誠巳君） 答弁いいですか。聞いてみますか。

瀬崎課長、その辺のところ、ちょっと。

学校教育課長（瀬崎和弘君） 私は、ちょっと把握していないんですが、施設担当がいると思いますので、その方に現場等を見ていただいて、すぐ改修できるんであれば、すぐやらせていただきます。

委員長（直井誠巳君） あそこは1個おろぬきになっているんだよね。だから、ちょっと弱いかもしれない、地震には。もろに積んであるんならいいんですが、景観とか見ばえを重視したのかと思うんですが、1個おろぬいてあるんです。それだけ耐震、耐久は弱いかもしれませんね。

じゃあ、早速、それ、現地へ出かけていって、その辺のところも調査してください。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（直井誠巳君） なければ、この議案第51号の教育委員会所管部分に対する質疑、意見は、これで終了いたします。

なお、この議案は採決はございません。

これで本委員会に付託されました議案は全部終了をいたしました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任くださいますようお願いを申し上げるところでございます。

大変長い間、慎重審議いただきましたが、本当にご苦労さまでございました。

これにて教育民生常任委員会を閉会いたします。

皆さん、どうもご苦労さまでした。

午後3時38分閉会

つくばみらい市議会委員会条例第60条第1項の規定により署名する

平成21年12月8日

教育民生常任委員長